

○ 財務省告示第百八十四号
平成二十一年五月十三日施行規則
政府短期証券の規定に基づき、平成十二年六月六日告示する。
國庫短期財務大臣 麻生太郎

二 一 行 二 令
名 称 及 び 記

の 法 発 号 条 律 発 行 の 法

名 称 及 び 記

四 三 二 一 行 二 令
發 行 方 法 用 振 替 法 の 適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ下競争は受けけるも日本銀行との競争で行
も加、「と行の者財同一発行」といふ。行は「平成十三年法律第七十五号」
にご務時といふ。行は「平成十三年法律第七十五号」
よと大にいふ。行は「平成十三年法律第七十五号」
るに臣行う。行は「平成十三年法律第七十五号」
発応がわく。行は「平成十三年法律第七十五号」
行募各れ及「札わする。」の規

へ限國るび価「れる。」の規

以度債入価格とる。そ規

下額市札格競い入の定。

八	七	六	五
口 イ		口 イ	
額 最	払	發	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 七 四 七 五	額 九 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 千 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 五 二 二 三	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 百 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 七 五 百	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 十 十	四 五	額 範 特 の う	札 特
四 円 二	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
億 億	二 三	割 内 参 募 応	行 参
四 三	百 千	り に 加 額 募	「 加
百 百	七 百	当 お 者 を 價	と 者
六 五	十 二	て い ご 順 格	い 。
十 六	五 十	る て と 次 の	う 第
六 六	八 三	。 各 の 割 高	。 I
万 万	億 圓	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発		
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價		
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 五 月 九 月 十三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	額 面 金 額 と 、 と 、 年 、 、 、 、 、 業 業 日 日	償 還 金 期 限 償 五 年 八 月 八 年 五 月 十 二 日	當 た し と 、 五 年 、 、 、 、 、 業 業 日 に	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	十 七 七 七 厘 七 七 毛 毛 毛 九 九 九 九	額 面 金 額 と 、 和 、 、 、 、 、 業 業 日 に	額 の 七 面 七 額 百 格 厘 五 円 五 円 五 月 上 九 十 そ れ 九 ぞ れ 九	額 の 成 る 。整 數又 は規 の記 五年 の記 五年 金錄 額はよ に、る に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿